

令和 8 年 7 月 7 日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
笹 本 洋 一

ウガンダにおけるマールブルグ病に係る注意喚起について

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課より各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会宛に周知方の依頼がございました。

マールブルグ病については、令和 8 年 1 月 30 日付日医発第 1728 号（健Ⅱ）「エチオピア連邦民主共和国におけるマールブルグ病の終息について（情報提供）」においてご案内しております。

本事務連絡では、令和 8 年 6 月 25 日にウガンダにおいてマールブルグ病の発生が確認され、同月 30 日時点で同国西部キェグワ県にて 2 例の症例が報告されたことを受け、発生地域に渡航された方が医療機関を受診された場合には、マールブルグ病を念頭に置いた診療を行っていただくようお願いしております。

一類感染症に感染した疑いのある患者が発生した場合の保健所への連絡等の対応については、参考 1 「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）」をご参照ください。

※「5 感染症法に基づく届出基準」（p20）、「6 感染のリスクがある者及び患者等発生時の初期対応」（p22）等をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164709.pdf>

なお、参考 2 「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」では、医療機関への受診・入院後の状況の公表に際し、医療機関名は、原則公表しない情報に当たるとされています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601059.pdf>

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等へのご周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和 8 年 7 月 3 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

ウガンダにおけるマールブルグ病に係る注意喚起について

令和 8 年 6 月 25 日、ウガンダにおいてマールブルグ病の発生が確認されました。同日時点で、同国西部キエグワ県にて 2 例のマールブルグ病の症例が報告されています。

アフリカでのマールブルグ病の発生は散発的で、これまでに赤道ギニア、タンザニア、ガーナ、ギニア、ウガンダ、アンゴラ、コンゴ民主共和国、ケニア、南アフリカ、ルワンダ、エチオピアで発生が確認されています。

厚生労働省は本件について、引き続き情報収集を実施し、必要に応じて情報提供を行うとともに、各検疫所を通じ、空港などにおいて海外渡航者への注意喚起を行います。

当該地域に渡航された方が、医療機関を受診された場合には、マールブルグ病を念頭に置いた診療を行っていただきますようお願いします。

以上、貴会会員への周知をお願いします。

事 務 連 絡  
令和 8 年 7 月 3 日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$  衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

### ウガンダにおけるマールブルグ病に係る注意喚起について

令和 8 年 6 月 25 日、ウガンダにおいてマールブルグ病の発生が確認されました。同年 6 月 30 日時点で、同国西部キェゲグワ県にて 2 例のマールブルグ病の症例が報告されています。

アフリカでのマールブルグ病の発生は散発的で、これまでに赤道ギニア、タンザニア、ガーナ、ギニア、ウガンダ、アンゴラ、コンゴ民主共和国、ケニア、南アフリカ、ルワンダ、エチオピアで発生が確認されています。

ウガンダに滞在している間や、同国から入国後、疑わしい症状が出現した場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断及び治療を受けることが重要です。各自治体におかれましては、当該発生地域に滞在歴のある渡航者の対応についてご留意いただきますようお願いいたします。

あわせて、貴管内で一類感染症に感染した疑いのある患者が発生した場合における感染症指定医療機関への当該患者の移送や当該患者の検体搬送に関する手続等について、今一度、確認をお願いします。対応においては、「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）」（参考 1）及び「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和 2 年 2 月 27 日付け事務連絡、参考 2）に留意いただくとともに、疑似症が発生した場合には、厚生労働省に直ちにご相談いただくようお願いいたします。

また、同様の事務連絡を公益社団法人日本医師会に発出しておりますことを申し添えます。

参考 1：ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164709.pdf>

参考 2：一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601059.pdf>